本年、特に注意していただきたい事項
― 「給与所得の源泉徴収票」の改正点等について ―

税制改正に伴い、「給与所得の源泉徴収票」の記載要領や様式が次のとおり改正されましたので、記載誤り等がないように注意してください。

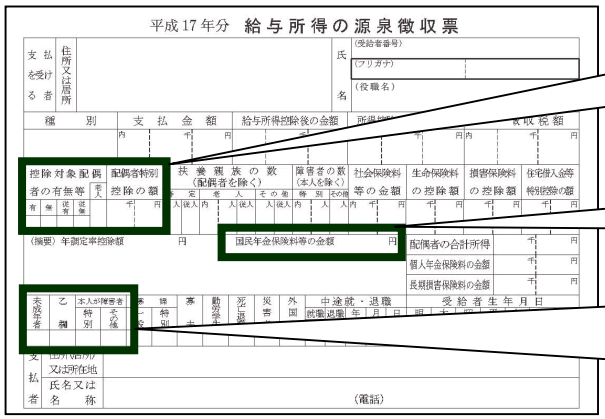

「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、重複して受けることができません。
（注）この改正は、平成16年分の所得税から適用されています。

「摘要」の欄に国民年金保険料等の金額を記載することとされました。

「老年者」欄及び「夫あり」欄が削除されました。

（参考：旧様式）

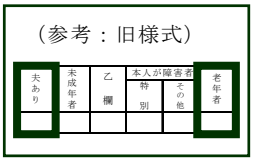

【提出期限等について】

この手引で示す法定調書は、**平成18年1月31日（火）**までに**所轄税務署長（給与支払報告書・特別徴収票については、関係市区町村長）**に提出しなければなりません。

※　法定調書の提出は、原則として１枚です。

【法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法について】

1　提出範囲の金額基準の判定に当たっては、**原則として消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額を含めてください。**ただし、消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めないで判定しても差し支えありません。

2　支払金額の記載に当たっては、**原則として消費税等の額を含めて記載してください。**ただし、消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めないで記載しても構いませんが、その場合には、「（摘要）」欄にその消費税等の額を記載してください。

税務署に提出する法定調書は、紙による提出のほか、光ディスク等による提出（※）やインターネットを利用したe-Tax（国税電子申告・納税システム）により提出することもできます。

これらの方法により法定調書を提出するために必要な手続等については、下記のホームページをご覧いただくか、最寄りの税務署（資料情報担当）へお尋ねください。

※　平成17年9月1日以後提出する法定調書については、磁気テープ及び磁気ディスクに加え、光ディスク（ＣＤ、ＤＶＤ）による提出もできることとなりました。

○　タックスアンサー
http://www.taxanswer.nta.go.jp/houtei3.htm

○　e-Tax（イータックス）（国税電子申告・納税システム）
http://www.e-tax.nta.go.jp
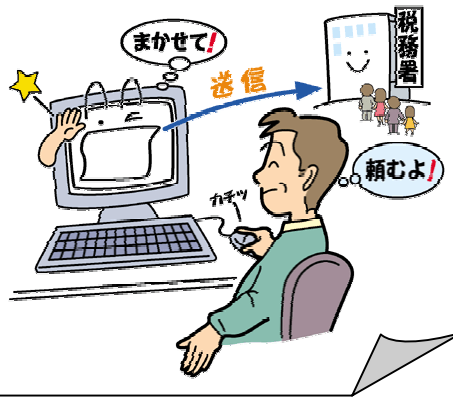
e-Taxソフト及びe-Taxに関する質問については、全国どこからでも市内通話料金で利用できるヘルプデスクが便利です。
受付時間：月曜日～金曜日の午前９時から午後５時
（祝日等を除きます。）
電話番号 ： 0570-015901（eコクゼイ）